

函館市人口減少対策本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における人口減少に関する対策を全庁的に推進するため、
函館市人口減少対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人口減少対策に係る情報の収集、共有に関すること。
- (2) 人口減少対策に係る施策の策定、推進に関すること。
- (3) 当該各号に掲げるもののほか、人口減少対策に必要と認められる
事項に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。

- (1) 本部長は、市長をもって充てる。
 - (2) 副本部長は、副市長をもって充てる。
 - (3) 本部員は、教育長、企画部長、総務部長、財務部長、保健福祉部
長、子ども未来部長、経済部長、都市建設部長および学校教育部長
のほか、必要に応じて本部長が指名する部局長をもって充てる。
- 2 本部長は、対策本部を統括する。
 - 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、企画部に属
する事務を担当する副市長をもって、その職務を代理する。

(会議)

第4条 対策本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意
見または説明を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 本部長は、第2条の所掌事項を遂行するため、必要があると認
めるときは、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、本部長が指名する職員をもって組織する。
- 3 専門部会には部会長を置き、本部長が指名する職員をもって組織す
る。

(事務局)

第6条 対策本部に、事務局を設置する。

2 事務局長は、企画部次長をもって充てる。

3 事務局員は、事務局長の指名する職員をもって充てる。

4 対策本部の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月21日から施行する。